

日田市パートナーシップ宣誓制度

日田市では、性別に関わらずお互いの生き方の理解を深め、尊重し合える社会の実現を目指し、令和5年1月1日から「日田市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとして宣誓する書面を提出し、市長が受領証を交付するものです。



レインボーフラッグは、LGBTの多様性を意味し、LGBTの尊厳と社会運動を象徴する色です。

宣誓の要件 次の要件を全て満たす必要があります。

- ・成年(18歳)に達していること
- ・宣誓しようとする人の少なくともいずれか一方が日田市民であること、又は14日以内に転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと(事実婚を含む)
- ・宣誓しようとする相手以外の人と、パートナーシップの関係にないこと
- ・宣誓しようとする相手の人と、近親者(直系血族、3親等以内の傍系血族又は直系族)でないこと

宣誓を希望する人は、宣誓予定日の原則一週間前までに下記に電話又はメールで予約をしてください。

【必要書類】

- ・住民票の写し(住民票記載事項証明書)、転入予定の場合は転出証明書等
- ・配偶者がいないことを証する書類(戸籍抄本等)
- ・本人確認書類(運転免許証等)

パートナーシップ宣誓書受領証

日田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人

パートナー

年 月 日 第 号
日田市長



詳細は、市ホームページ(下記二次元コード)をご確認ください。▼



■性的マイノリティとは

一般的に戸籍上の性と性自認(自分が認識する性別)が一致し、性的指向(恋愛の対象)が異性であることが典型とされるが、この典型に当てはまらない人

■パートナーシップとは

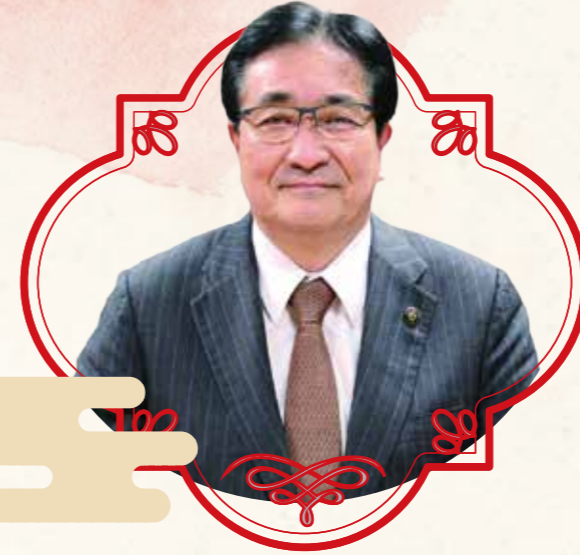
お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係

■LGBTとは

L: レズビアン/女性同性愛者
G: ゲイ/男性同性愛者
B: バイセクシャル/両性愛者
T: トランスジェンダー/
心と体の性が一致しない人

性的マイノリティには、LGBT以外にも、「Q:クエスチョニング(自分自身の性を決められない、決めたくない人)」や男女どちらにも恋愛感情を抱かない人など多様な人がいます。性のあり方の多様性を知り、お互いを尊重することが大切です。

新年のごあいさつ



日田市長 原田啓介

あけましておめでとうございます。

新型コロナウイルス感染症の収束が依然として見通せない状況の中、今後はウイズコロナに向けた新たな段階へ移行していかねばなりません。

日田市においても、引き続きワクチン接種の確実な実施と、市民の暮らしや産業を守る施策に全力で取り組むとともに、急速に進む少子高齢化や社会のデジタル化等、社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応した市政の運営に努めてまいります。

あけましておめでとうございます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の再拡大、ロシアのウクライナ侵攻による世界的な混乱、円安による国内経済への打撃など厳しい情勢の中、日田市では総合的な緊急経済支援を行うとともに、人の流れの復活を目指し、各種イベントを実施するなどの取り組みを行ってまいりました。

今年も市議会は、皆様に寄り添い様々なご意見を伺いながら、安全・安心で生き生きと暮らせるまちづくりへと邁進してまいります。



日田市議会議員 石橋邦彦

市民・事業者の皆さんへ

本制度の対象となる人は、「パートナーが病院に搬送された際に病状説明してもらえない」など、お互いの関係性の理解を得られないことで、生活する上での制約等を受ける場合があります。

本制度は法律上の効果が生じるものではありませんが、市としては、宣誓した二人のパートナーシップの関係を尊重し、市民や事業者と連携しながら誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていきたいと考えています。このような趣旨をご理解の上、本制度の推進にご協力をお願いします。